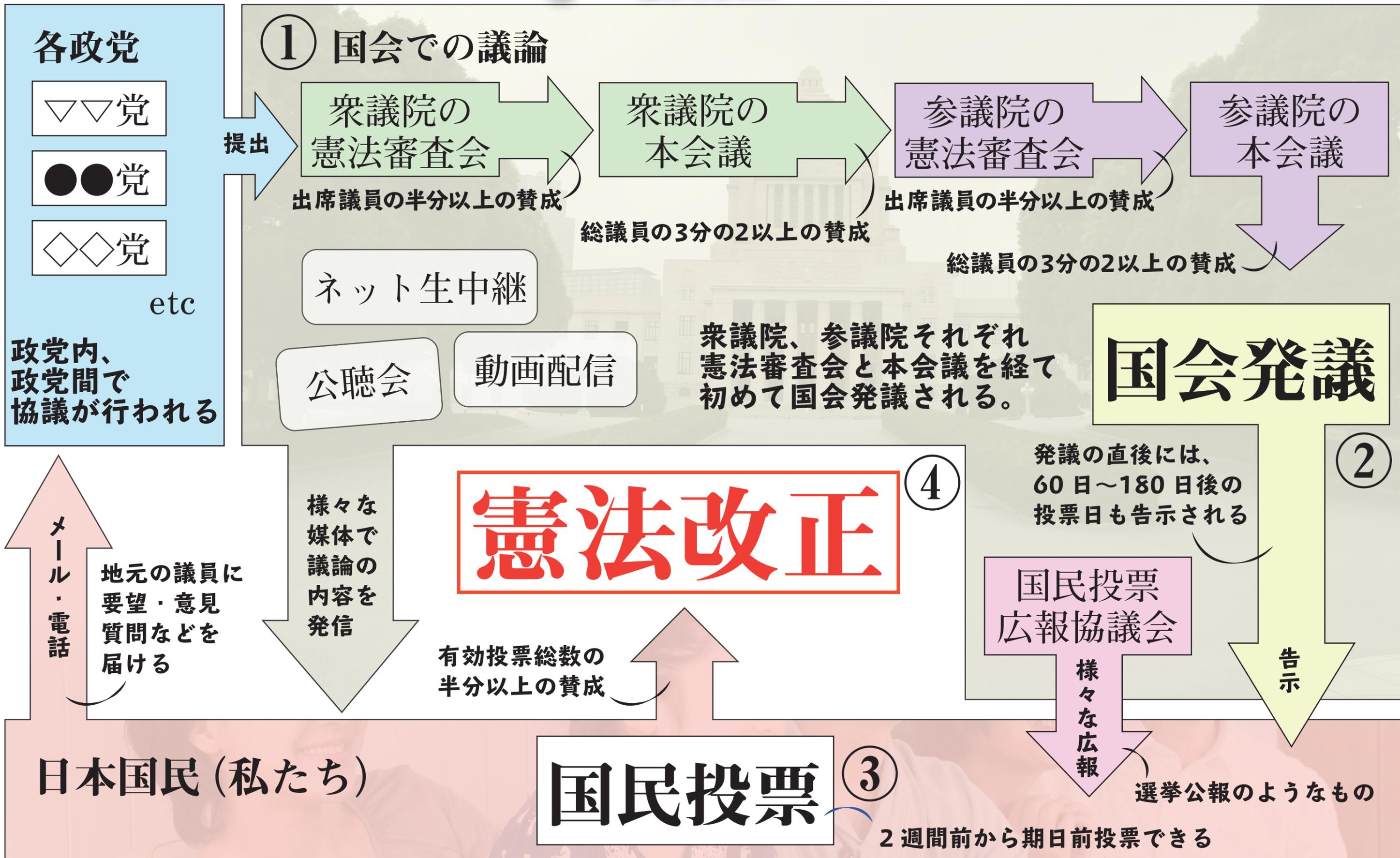


そもそも憲法改正 どんな手続きがあるの？

<原案の立案>

<議論>



具体的なイメージ

そもそも憲法改正

<投票用紙>

折目	裏	折目	表		
<p>記載欄</p> <table border="1"><tr><td>賛成</td><td>反対</td></tr></table>		賛成	反対	<p>日本国憲法改正国民投票</p> <p>都(道府県) 市(区) 町(村)</p> <p>選挙管理委員会 印</p>	
賛成	反対				
<p>○注意</p> <p>一 憲法改正案に賛成するときは、次の欄内の賛成の文字を○の記号で囲むこと。</p> <p>二 憲法改正案に反対するときは、次の欄内の反対の文字を○の記号で囲むこと。</p> <p>三 ○の記号以外は何も書かないこと。</p>					

- ・ 改正案ごとに一人一票、投票する
- ・ どちらかに丸をつける
- ・ 賛否記入欄の横に、「自衛隊に関する規定について」などと改正項目が表示される

<国民投票広報協議会の設置>

- ・ 国会発議されたら、国民投票広報協議会が設置される。
- ・ 衆議院と参議院の議員からそれぞれ10人ずつ委員が選任される
- ・ 憲法改正案の内容や、賛成意見と反対意見などを掲載した国民投票広報の原稿（選挙でよく見る「選挙公報」のようなもの）や、投票記載所に提示する憲法改正案要旨を作成する
- ・ テレビやラジオ、新聞などで憲法改正案などの広報を行う



私たちが国民は何をするの？

そもそも憲法改正

立案の段階

憲法審査会・本会議

国会発議後、投票までの間は

地元の国会議員に
質問したり、
意見を届けたりする

ネットで配信される動画や生中継、
テレビ新聞などのマスコミ情報を見る。
公聴会を聴きに行く。
※公聴会とは一学識経験者などから意見をきく会合。

・「国民投票広報協議会」が作成した
広報紙などを読む
・テレビや新聞、インターネット、
街頭等で賛成、反対の様々な意見
を見たり聞いたりする



「国民投票運動」ができる

- ・原則、何をやっても自由
- ・外国人でも OK
- ・戸別訪問 OK
- ・ポスターチラシの制限もなし
- ・24時間いつでも OK
- ・投票日当日も OK

※ただし、公務員や教育者の地位利用による運動は禁止
組織的多数人買収など悪質なものは禁止

